

伊方原発広島裁判：伊方3号機運転差止仮処分命令申立事件第3回審尋

===== 2016年7月7日 直ちに解禁

2016年7月7日（広島）：

広島・長崎の被爆者と広島を中心とする市民が訴えている四国電力伊方原発3号機の運転差止仮処分命令申立事件の第3回審尋が広島地裁で7月13日午後3時から開かれる。第1回審尋では差止を求める債権者側（仮処分命令申立人側）が憲法に保障された人格権侵害の保全を求めたのに対して、第2回審尋では債務者側（四国電力）が反論し、人格権侵害の具体的危険性はないと主張して申立の却下を求めている。

第3回審尋では債権者側は新たな準備書面と証拠を提出、四国電力の主張に対して再反論する予定。第3回審尋には、東京から脱原発弁護団全国連絡会の共同代表・河合弘之弁護士など4名の代理人弁護士、愛媛県松山から継続中の伊方原発運転差止訴訟（伊方原発松山裁判）の弁護団長でもある薦田伸夫弁護士、金沢からは関電大飯・高浜原発運転差止訴訟を一貫して担当している鹿島啓一弁護士、山梨県からは中野宏典弁護士、そして地元広島からは胡田敢弁護士や能勢顯男弁護士など5名の代理人弁護士が出席する予定。

また3名の申立人、伊方原発運転差止広島裁判原告団長の堀江壯、副団長の伊藤正雄ら3名も出席する予定。

審尋終了後直ちに広島弁護士会館6階会議室で記者会見と報告会が開催される予定。報告会では新たに提出する準備書面の内容や非公開の審尋の様態、裁判の見通しや情勢分析などが報告される。報告会・記者会見には一般市民も参加できる。

四国電力は3号機の使用前検査を継続中で、すでに原子炉起動後検査のための燃料装荷を完了、7月下旬には原子力規制委員会の規制基準適合性審査の最終プロセスである起動後検査を開始するとしている。起動後検査を終了すれば規制委から書面による合格証が交付され3号機は通常営業運転（いわゆる再稼働）に入るものとみられる。こうした四国電力の司法軽視の姿勢に対して、市民側の危機感と怒りはうねりのように広がっており、今年3月11日伊方原発広島裁判原告団による3号機運転停止仮処分命令申立の後、5月末には松山の「伊方原発を止める会」が同様の仮処分命令を松山地裁に申立て、さらに6月末には大分の複数の市民が大分地裁に仮処分を申し立てた他、広島県尾道の市民が地元の漁業関係者らとともに伊方3号機に対する仮処分命令申立を検討している。

なお同事件は、今後第4回審尋（9月13日）、第5回審尋（9月20日）まで開催することが既に決定している。第5回審尋が最終審尋となるかどうかは今のところ不明。仮に申立が認められ広島地裁から差止仮処分命令が下りれば、四国電力は伊方3号機が運転中かどうかに関わらず、また原子力規制委員会の適合性審査結果いかに関わらず、直ちに3号機の運転が禁止される。

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

伊方原発広島裁判応援団（代表：原田二三子）は、審尋に先立って同じ広島弁護士会館6階会議室で「伊方なしでは需給綱渡りという四電の大ウソ」と題する学習会を開催し、四国管内の電力需給のデータや四国電力の有価証券報告書などに基づく分析報告が原告の中の担当者から発表される。なお学習会には一般市民も参加できる。（添付チラシ参照のこと）（以上）

記

伊方原発広島裁判：仮処分事件第3回審尋

時刻：2016年7月13日（水曜日） 午後3時から
場所：広島地裁別館民事4部 執行センター2階

伊方原発広島裁判：仮処分事件第3回審尋後記者会見

時刻：2016年7月13日（水曜日） 午後4時30分頃から

*添付資料 チラシ「勝てば即停まる仮処分 第3回審尋がはじまります」 A4版 1部

問い合わせ先：伊方原発広島裁判応援団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：原田二三子（専用携帯電話 090-7372-4608）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる